

議会報告会での要望・意見に関する事業等の進捗状況調査表

課等の名称

収納課

項目	大門地区 NO.2	債権放棄条例の改正について(議会同意の追加)				
議会報告会での要望・意見	内容	・市長からの議案、議員提出議案があるが、報告案件についてはもっと熟慮が必要ではないか。規則上のことはわかるが、市民の目にわからなくなってしまう。市長が独断でできることがある。例えば債権放棄。莫大な金額である。6年放っておいて債権を放棄している。債権管理にのっかってというのはわかるが、地方自治法で議会の仕事が定められている。報告を受理しただけでは困る。条例改正も含めて考えてほしい。				
担当部課での対応状況	企画課(地域づくり係)	地元からの要望	1	あり	時期	年度
			2	なし	調査項目にないため不明	
	担当課	1 把握していない	1	今後実施可能	実施時期	年度
			2	今後実施は困難	具体的な理由	別欄へご記入ください
		2 把握している	1	把握しているが未実施	具体的な理由	別欄へご記入ください
			2	実施計画策定	時期	年度
			3	予算措置	時期	年度
				予算額		千円
			4	事業完了	時期	年度
		事業に要した額			千円	
5	次年度以降取組み予定					
関係法令・内部規程等 (関連法令があればご記入ください。)	関係法令	塩尻市債権管理条例 第15条				
	内部規程					
総合計画との関連 (総合計画との関連があればご記入ください。)	第 章					
	第 節					
	第 項					
	主な事業					
実施困難な理由 (障害となるもの等をご具体的に記入ください。)	放棄した債権につきましては、塩尻市債権管理条例にて議会への報告事項として定められています。					
その他 特記事項 (既に取組んでいる場合、どんな取組みをされているのか、また今後どのような取組みをされる予定があるかなどをご記入ください。)						